|  |
| --- |
| **令和４年度　大阪府市町村介護保険事業計画作成**  **支援業務に係る企画提案公募要領** |

大阪府では、介護保険法に基づき各保険者が策定する「市町村介護保険事業計画」について、今期計画の進捗管理や次期計画策定に向けた地域の実態把握や課題分析を行い、各保険者が地域の実情に応じた取組みを進めていく支援を実施するために「令和４年度　大阪府市町村介護保険事業計画作成支援業務」を実施します。

この事業については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

**１　事業名**

　　令和４年度　大阪府市町村介護保険事業計画作成支援業務

(1) 事業の趣旨・目的

　　　現在、介護保険制度では、高齢者が要介護状態や認知症になった場合でも、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムを深化・推進していくことが喫緊の課題になっている。そのため、介護保険の保険者である市町村においては、保険者機能を強化するとともに、各保険者で策定する市町村介護保険事業計画に従い、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを構築していくことが求められている。また、都道府県には、そうした取組みを実施する保険者の支援を行うことが求められているところである。

その際、保険者が地域の実情に応じた取組みを進めていくにあたっては、地域の実態把握・課題分析を行うことが重要であるが、保険者によって、担当者の経験年数や、実態把握・課題分析にかけられる時間等も異なり、必要とされる支援が異なる状況である。各保険者の状況に応じた必要な支援を実施することを目的に、標記事業を委託により実施する。

(2) 事業概要

　　　別紙「仕様書」のとおり

　(3) 委託上限額

　７，６３３，０００円（税込）

**２　スケジュール**

　　令和４年８月１日（月曜日）　公募開始

　　令和４年８月９日（火曜日）　説明会開催

　　令和４年８月１９日（金曜日）質問受付締切

　　令和４年８月３１日（水曜日）提案書類提出締切

　　令和４年９月中旬（予定）　　選定委員会

　　令和４年９月下旬（予定）　　契約締結

　　令和４年10月上旬（予定）　 事業開始

　　令和５年３月31日（金曜日） 事業終了

**３　公募参加資格**

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体で参加する者にあっては、構成員全員が該当すること。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア　成年被後見人

イ　民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第３条第３項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ　被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ　民法第17条第１項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ　営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第32条第１項各号に掲げる者

ク　地方自治法施行令第167条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2)　民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第１項又は第２項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第１項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第１項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(3) 府の区域内に事業所を有する者にあっては、府税に係る徴収金を完納していること。

(4) 府の区域内に事業所を有しない者にあっては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近

１事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(5)　消費税及び地方消費税を完納していること。

(6)　大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲

げる措置要件に該当する者でないこと。

(7)　次のアからウのいずれにも該当しない者であること。

ア　大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和２年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第３条第１項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）

イ　暴力団排除措置規則第９条第１項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）

ウ　暴力団排除措置規則第３条第１項各号のいずれかに該当すると認められる者

(8) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第２条第４項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

**４　応募の手続き**

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「３　公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1)　公募要領の配布及び応募書類の受付

　　ア　配布期間

　　　　令和４年８月１日（月曜日）から令和４年８月31日（水曜日）まで

　　イ　配布方法

　　　　介護支援課ホームページ

（ https//www.pref.osaka.lg.jp/kaigoshien ）からダウンロード

できます。（郵送による配布は行いません。）

ウ　受付期間

　　　　令和４年８月１日（月曜日）から令和４年８月31日（水曜日）まで

　　　　（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後５時まで）

　　エ　提出方法・提出場所

　　　　書類は必ず受付場所に持参してください。（郵送による提出は認めません。）

　　　　大阪府福祉部高齢介護室介護支援課企画調整グループ

　　　　住　　所：〒540-0008 大阪市中央区大手前３丁目２－12　大阪府庁別館６階

　　　　電話番号：06-6944-2115

オ　費用の負担

　　　応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類

ア　応募申込書（様式１：正本１部　副本９部）

　 イ 企画提案書（様式２：正本１部　副本９部）

　　ウ　応募金額提案書（様式３：正本１部　副本９部）

　　エ　共同企業体で参加の場合

1. 共同企業体届出書（様式４：１部）
2. 共同企業体協定書（写し）（様式５：１部）
3. 委任状（様式６：１部）
4. 使用印鑑届（様式７：１部）

オ　誓約書（参加資格関係）（様式８：１部）

カ　定款又は寄付行為の写し（１部）（原本証明してください。）

キ　①法人登記簿謄本（１部）

・法人の場合に提出してください。

・発行日から３カ月以内のもの

　　②本籍地の市区町村が発行する身分証明書（１部）

・個人の場合に提出してください。

・発行日から３カ月以内のもの

・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの

　　　　③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（１部）

・個人の場合に提出してください。

・発行日から３カ月以内のもの

・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明

　　ク　納税証明書（各１部）（未納がないことの証明：発行日から３カ月以内のもの）

①大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書

　　　　　・大阪府内に事業所がない者は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代え

ます。

　　　　②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

　　ケ　財務諸表の写し（１部：最近１カ年のもの、半期決算の場合は２期分）

①貸借対照表

　　　　②損益計算書

　　　　③株主資本等変動計算書

　　コ　障害者雇用状況報告書の写し（１部）

　　　　・「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主（常時雇用労働者数が43.5人以上)

に義務化されている｢障害者雇用状況報告書（様式第６号）｣の写し

　 　　・本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で受付印のあるもの

　　　 （インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類

を併せて提出して下さい。）

・報告義務のある者のみ提出してください。

　サ　ひとり親家庭の親の雇用状況に関する報告書（様式10：１部）

　シ　生活困窮者自立相談支援機関利用証明書

　　　・自立相談支援機関が発行しているもの

　　　※コ～シは、雇用の実績がある場合のみ提出してください。

(3) 応募書類の返却

　　 応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

　　 なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) 応募書類の不備

　　 応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(5) その他

　 ア　応募は１者１提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。

　　イ　応募書類はカラー、モノクロ（白黒）のいずれでも構いません。

　　ウ　応募書類の提出に際しては、正本、コピーそれぞれ１セットずつＡ４ファイルに綴って提出してください。（クリアファイルでの提出不可）

応募書類は電子媒体（CD－R等）での提出もお願いします。

　　エ　表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。

　　　　＜記入例＞「令和４年度　大阪府市町村介護保険事業計画作成支援業務」提案書

　　　　　　　　　　株式会社○○（法人名）

　　オ　書類提出後の差し替えは認めません（大阪府が補正等を求める場合を除く）。

　　カ　提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

**５　説明会**

　(1) 開催日時

　　　令和４年８月９日（火曜日）　午後１時30分から午後２時30分まで

　　　※本事業への提案の参加を希望する者はできる限り説明会への出席をお願いします。

　(2) 開催方法

　　　zoomによりオンラインで実施します。

　　　参加URLは説明会を申し込まれた電子メールアドレス宛てに送信します。

　(3) 申込方法

　　　・参加申込書（様式11）に必要事項を記入の上、電子メールでお申込みください。

※電子メールアドレス：koreikaigo-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp

　　　・電子メールの件名は「【説明会申込】令和４年度　大阪府市町村介護保険事業計画作成支援業

務（法人名）」と明記してください。

・電子メール送信後、必ず電話連絡（06-6944-2115）をお願いします。

（電話連絡：午前10時から午後５時まで。ただし、土曜日及び日曜日・祝日を除きます。）

※電子メール以外（口頭、電話等）による申し込みは受け付けません。

　　　　※本公募要領等資料は事前に介護支援課のホームページ

（https//www.pref.osaka.lg.jp/kaigoshien ）からダウンロードの上、印刷してください。

(4) 説明会への申込期限

　　　令和４年８月５日（金曜日）午後５時まで

**６　質問の受付**

(1)　受付期間

令和４年８月１日（月曜日）から令和４年８月19日（金曜日）午後５時まで

(2)　提出方法

　 ア「企画提案公募 質問書」（様式12）に必要事項を記入の上、電子メールで提出してください。

※電子メールアドレス：koreikaigo-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp

イ　メールの「件名」と「添付ファイル名」は、「質問：令和４年度　大阪府市町村介護保険事業

計画作成支援業務（法人名）」と明記してください。

ウ　電子メール送信後、必ず電話連絡（06-6944-2115）をお願いします。

　　　（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後５時まで）

　　エ　電子メール以外（口頭、電話等）による質問は受け付けません。

オ　質問への回答は、令和４年８月26日（金曜日）までに介護支援課ホームページ

（https//www.pref.osaka.lg.jp/kaigoshien ）に掲示し、個別には回答しません。

**７　審査の方法**

(1) 審査方法

ア　 (2)審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案事業者（及

び次点者）を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、(2)審査基準の「４価格点」

の配点が最も高い者を最優秀提案事業者とします。

イ　審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査により行います。なお、本事業の提案事業者が

４者以上の場合は、書類審査による第1次審査を行い、書類審査結果の上位3者について、プレ

ゼンテーション審査による第２次審査を行います。第１次審査の結果については、応募者全員に

電子メールで連絡します。また、プレゼンテーション審査の日時も併せて通知を行います。

ウ　第1次審査については、(2)審査基準の１～５の書類審査（合計100点）により上位3者を選定

します。

エ　プレゼンテーション時間は1者あたり15分間とします。プレゼンテーションでは、提案内容の

アピールポイントを端的に説明してください。

オ　プレゼンテーションで、スライドや映像を使用する場合、スクリーン、プロジェクターは、こ

ちらで用意しますが、それ以外に必要な機材（パソコン等）は応募提案者で用意してください。

（持ち込みによる使用は可。）なお、持ち込みのパソコンとプロジェクターの接続方法は、ＨＤＭ

Ｉケーブルによる接続のみとします。

カ　最優秀提案事業者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合は採択しません。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

　キ　最優秀提案事業者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 審 査 項 目 | 審 査 内 容 | | 配点 |
| １ | 事業目的及び  業務内容の理解度 | 事業の趣旨・目的及び業務内容に関する理解や知識が十分にあるか。 | | ５点 |
| ２ | 提案内容の妥当性及び充実度 | （１）  保険者向け研修の企画・運営業務 | 【支援ニーズの収集と課題抽出】  ・過去の研修アンケートや、保険者への事前アンケートの実施などから、保険者が求める支援ニーズを把握するとともに、保険者機能強化推進交付金等評価指標の該当状況など、データ分析に基づいた保険者の課題抽出が実施できるか。 | ８点 |
| 【課題解決への目標設定】  ・把握した課題を解決するための目標（ＫＰＩ）設定の方法は、合理的で実行可能性があるか。  ・把握した課題を解決するために保険者が取り組むべき施策の企画・立案方法は合理的で実行可能性があるか。 | ８点 |
| 【研修の運営】  ・研修は保険者の状況や保険者からの支援ニーズに基づき、適切なカテゴリー分けがなされているか。  ・単なる座学研修だけではなく、保険者同士のグループディスカッション等を盛り込むなど、保険者の理解が進む研修となるよう工夫がされているか。 | ８点 |
| （２）  集計・分析業務 | 【データ集計・分析体制】  ・保険者機能強化推進交付金等評価指標の該当状況などのデータ集計・分析を適切に行うための専門性や人員等の体制が確保されているか。 | ８点 |
| 【分析結果の報告及び意見交換】  ・分析結果を受けた保険者への報告及び意見交換の際に、保険者が次期計画作成に向けた議論を行うために必要と思われる情報を盛り込むなど、内容が効果的なものになるよう工夫がなされているか。 | ８点 |
| （３）  PDCAサイクル推進の支援業務 | 【研修内容】  ・研修が大阪府が令和３年度に開催した「令和３年度介護保険事業計画担当者向けPDCA研修」との整合性がとれた内容として企画されているか。 | ８点 |
| 【研修の運営】  ・圏域別や業務経験年数毎などの研修対象者をカテゴリー分けして開催したり、単なる座学研修だけではなく、保険者同士のグループディスカッション等を盛り込むなど、保険者の理解が進む研修となるよう工夫がなされているか。 | ８点 |
| ３ | 府施策への協力 | 常用雇用労働者43.5人以上の場合、法定雇用障がい者数を超える障がい者を雇用しているか。または、常用雇用労働者43.5人未満の場合、１人以上障がい者を雇用しているか。 | | ５点 |
| ひとり親家庭の親または、生活困窮者自立相談支援機関利用者を雇用しているか。 | | ５点 |
| ４ | 価格点 | 価格点の算定式  満点（１０点）×提案価格のうち最低価格／自社の提案価格 | | １０点 |
| ５ | 全体評価 | 提案内容の総合評価及び業務遂行能力  ・２（１）から（３）までの業務について、業務ごとに得られたデータを相互活用するなど効果的な連携が図られているか。 | | １９点 |
|  | 合　　　計 | | | 100点 |

(3) 審査結果

　ア　契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

イ　選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を介護支援課ホームページにおいて公表します。

応募者が２者であった場合の次点者の得点は公表しません。

① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点

＊品質点・価格点を配点した場合の価格点・提案金額

② 全提案事業者の名称　＊申込順

③ 全提案事業者の評価点　＊得点順 内容は①に同じ

④ 最優秀提案事業者の選定理由　＊講評ポイント

⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由

⑥ その他（最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由）

(4)　審査対象からの除外（失格事由）

　　　 次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じ

て入札参加停止等の措置を講じることとします。

　　ア　選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

　　イ　他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

　　ウ　事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示するこ

と。

　　エ　応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

　オ　その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

**８　契約手続きについて**

(1)　契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。

　(2) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。

(3) 契約に際して、暴力団排除措置規則第８条第１項に規定する誓約書（様式９）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。

(4)　契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間におい

て、暴力団排除措置規則第３条第１項に規定する入札参加除外者、同規則第９条第１項に規定する誓約書違反者又は同規則第３条第１項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。

（5） 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。

ア　大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者

イ　府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受

けた者

(6) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の５以上の額の契約保証金を納付

しなければならない。

ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

ア　国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額によ

る。

イ　政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の８割に相当する金額による。

ウ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第３条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。

エ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。

この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。

オ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。

この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。

カ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。

(7)　(6)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

ア　この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の５以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない｡

イ　大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第３号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の７割以上）の契約履行実績が過去２年間で２件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。

ウ　大阪府財務規則第68条第６号に該当する場合。

**９　その他**

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募

提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し遵守してください。